

○豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日

決裁

改正 平成 29 年 1 月 23 日

令和 2 年 1 月 16 日

令和 3 年 8 月 31 日

令和 4 年 10 月 20 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者への目配り、子育てしやすい環境づくりを図ることを目的として、豊明市内において親世帯、子世帯等と同居又は近居をするために新たに住宅を取得した者に対して、予算の範囲内において固定資産税相当額の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親族 申請者からみて 2 親等内の者（配偶者及び兄弟姉妹は除く。）をいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する住宅（併用住宅の場合、家屋（補充）課税台帳における住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。ただし、居住が常態ではなく一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。
- (3) 定住 市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定による住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (4) 同居 申請者及び親族が 1 棟の住宅又は同一敷地内に存在する 2 棟以上の住宅に定住している状態をいう。
- (5) 近居 申請者及び親族が市内において定住している状態をいう。
- (6) 分家住宅等 市街化調整区域内において都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 14 号のうち、愛知県開発審査会基準第 1 号又は第 7 号に該当する要件に合致し、かつ、同法の許可を受け建築された住

宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 親族（当該申請者の属する世帯と生計を一にしない者に限る。）と同居又は近居をするために市内に新たな住宅を取得した者でその住宅に定住するもの
- (2) 当該補助金交付決定時点で市税及び税外収入金の滞納がない者。
- (3) 令和4年1月2日以降から令和6年1月1日までに市内で新たに住宅を取得し、取得した住宅が令和5年度または令和6年度から新たに固定資産税の賦課を受ける対象となった者及び共有名義人
- (4) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者若しくは団体でないこと。

(補助対象)

第4条 補助の対象となる固定資産税は、前条第3号の規定により住宅に対して賦課された固定資産税とする。ただし、分家住宅等は当該補助の対象外とする。

(補助期間)

第5条 補助の期間は、第3条に定める補助対象者に対して新たに固定資産税が課せられることになった年度から起算して3年度を限度とする。

(補助額等)

第6条 補助金の額は7万円を限度とし、新たに取得した住宅に係る年度ごとの固定資産税の額とする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の対象は、住宅の用に供する部分に限るものとする。

3 第1項の補助金は、原則として補助対象者に係る各年度の固定資産税が全額納付されたことが確認できた後に交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊

明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 申請者世帯及び同居又は近居世帯全員の住民票の写し（発行日から3月以内のもの。）
- （2） 申請者世帯及び同居又は近居世帯の親族関係を証明する戸籍謄本等書類の写し（発行日から3月以内のもの。）
- （3） 申請者については、市税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
- （4） 対象となる住宅の納税通知書（課税明細書を含む。）又は課税証明書
の写し
- （5） 固定資産税を納付（全額又は第1期分）したことを示す領収書若しくは通帳等の写し又は納税証明書
- （6） その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期間は、当該年度の12月20日までとする。ただし、次年度以降は本条第1項第2号に掲げる添付書類については、省略できるものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ適否を決定し、豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知するときにおいて、必要に応じて当該補助金の交付について条件を付することができる。

（交付の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- （1） 当該補助事業の交付を受けるにあたり取得した住宅を、初年度目の補助金の交付決定日から3年未満で、取り壊し、貸与し、又は売却したと

き。

(2) 初年度目の補助金の交付決定日から3年未満で転居又は転出したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件、法令又は本要綱に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助決定者は、第8条に規定する通知を受けたときは、速やかに豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付その他については、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号）によるものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月23日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月16日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年10月20日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付申請書

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 〒
住 所
(フリガナ)
氏 名
連絡先 電話

豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の交付を受けたいので、必要書類を添付して下記のとおり申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

取得した住宅の所有者 住 所 氏 名 (共有の場合は持分も記入)	※書ききれない場合は、任意様式への記載可
当該住宅を新たに取得した日	年 月 日
新たに取得した住宅の所在地	豊明市
同居・近居の別	☐ 同居 ☐ 近居
親族の住宅所在地	豊明市

様式第2号（第7条関係）

市税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書

年 月 日

豊明市長 殿

申請者 氏

住 所

氏 名

私は、豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付要綱第7条第1項第3号の規定により、補助金の交付決定に必要な市税及び税外収入金の納付状況の調査を受けることに同意します。

様式第 3 号（第 8 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

豊明市長



豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税
相当額一部補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました豊明市多世代同居・近居等
に係る固定資産税相当額一部補助金の交付については、下記のとおり決定しま
したので、通知します。

記

申請者の住宅所在地	豊明市
親族の住宅所在地	豊明市
補助金交付決定額	☐ 次のとおり決定します。 金 円 ☐ 次の理由により、交付申請を却下します。
当該補助金交付申請年度	
付記する条件	

様式第4号（第10条関係）

豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金請求書

年 月 日

豊明市長 殿

補助決定者 千
住 所
氏 名
連絡先 電話

豊明市多世代同居・近居に係る固定資産税相当額一部補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

申請者の住宅所在地	豊明市
親族の住宅所在地	豊明市
補助金確定通知日及び番号	年 月 日付 指令 第 号

請 求 額	金 円
-------	-----

振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	
	預 金 の 種 類	普 通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 1 0 条関係）